八十六	二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピペリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類
八十七	（略）
八十八～百三	（略）
百四	（略）
百五	二―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン及びその塩類
百六	（略）
百七～三百三十	（略）

（新設）

八十五	二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類
八十六～百一	（略）
百二	一―（四―クロロフェニル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

（新設）

百三	サルビノリンA
百四～三百二十七	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五一　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）（配送料別）